

地域課題解決型スマート東京普及促進事業実施要綱

令和 7 年 3 月 31 日 6 次 推 推 第 807 号

(目的)

第1条 都は、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民のQOL向上を目指す「スマート東京」の実現に向けて、様々な地域でそれぞれの実情に応じた形でまちのスマート化が進むよう「地域を主体とするスマート東京先進事例創出事業」を令和4年度から実施しており、地域の特性や資源等を活かして、地域が主役となって住民ニーズや地域の課題解決を進める取組を支援してきた。

今後、こうしたまちのスマート化をさらに加速させていくため、地域課題の解決に取り組む意欲のある区市町村や大学、地元企業等に対して、それぞれの地域課題の明確化を支援するとともに、これらの主体により構成される連携体の組成に向けたマッチングを支援するため、「地域課題解決型スマート東京普及促進事業」（以下、「本事業」という。）として取組を推進していく。

この要綱は、本事業の実施について、基本的な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業では、住民ニーズや地域課題を明確化し、それらの課題解決を図るまちのスマート化を進める区市町村や大学、地元企業等の取組を支援するとともに、その取組の都内各地への横展開を促進していく。

2 まちのスマート化を進める意欲のある区市町村や大学、地元企業等に対して、これらの主体により構成される連携体の組成を促進するため、マッチング支援を行う。

(マッチング支援の申請)

第3条 知事は、前条第2項に定めるマッチング支援を行うため、支援を希望する区市町村や大学、地元企業等から申請を受け付ける。

2 支援を希望する区市町村や大学、地元企業等は、マッチング支援申請書（別記第1号様式）を知事に提出する。

3 その他申請の受付に必要な事項は、別に定める。

(マッチング支援の決定)

第4条 知事は、前条第1項により提出された申請書を審査し、マッチング支援計画を決定のうえ、申請者に対してマッチング支援決定通知書（別記第2号様式）により通知する。

2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 その他決定に必要な事項は別に定める。

(公募)

第5条 知事は、第2条第2項に定めるマッチング支援を受けた連携体から、本事業の対象となる事業計画を公募する。

2 前項の公募に応じる連携体は、当該連携体の中で主として事業を実施する主体（以下、「実施主体」という。）を確定するとともに、事業計画を作成し、事業計画申請書（別記第3号様式）を知事に提出する。

3 その他公募に必要な事項は、別に定める。

(事業計画の決定)

第6条 知事は、前条第2項により提出された申請書について、別に定める審査会に諮った上で、採択の可否を決定し、採択の場合は決定通知書（別記第4号様式）、不採択の場合は不採択通知書（別記第5号様式）により実施主体に通知する。

2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 その他審査会及び決定に必要な事項は別に定める。

(事業計画の実施)

第7条 実施主体は、前条第1項により支援対象として決定を受けた事業計画の適切かつ効果的な実施に努めなければならない。

(事業計画の変更)

第8条 実施主体は、事業計画の変更を行おうとする場合は、あらかじめ知事に報告しなければならない。ただし、変更内容が以下に掲げるものに該当する場合は、変更承認申請書（別記第6号様式）により、あらかじめ知事に申請しなければならない。

(1) 事業計画の内容を大幅に変更しようとするとき

(2) 第6条第2項に基づき、知事が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更しようとするとき

2 知事は、前項の申請について承認した場合は、変更承認通知書（別記第7号様式）により実施主体に通知する。

(事業計画の中止)

第9条 実施主体は、事業計画の中止の承認を得ようとする場合は、中止承認申請書（別記第8号様式）により、あらかじめ知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請について承認した場合は、中止承認通知書（別記第9号様式）により実施主体に通知する。

(事業計画の取消)

第10条 正当な理由なく計画の遂行に著しい支障が生じ、遂行が困難と認められる場合には、知事は第6条又は第8条において決定又は承認した事業計画を取り消すことができる。

(助成)

第11条 知事は、実施主体が実施する事業計画に基づく事業について、別に定める要綱等に基づき助成することができる。

(支援期間)

第12条 第6条で決定した実施主体に対する支援は、3か年度にわたり連続して行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年3月31日付6デ推推第807号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。